

(別添書類第9号)

事業の施行に関して行政機関から許可等が

あったことを証する書類

**(別添書類第9号) 事業の施行に関して行政機関からの許可等があったことを証する書類**

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第10号で規定される「事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類」である。

寝屋川北部地下河川事業については、河川法第79条第1項に基づき、当該事業の実施を定めた寝屋川ブロック河川整備計画（平成14年策定、平成27年3月変更）に対する認可及び地下に設ける河川管理施設に係る改良工事に対する認可をそれぞれ国土交通省近畿地方整備局長から受けている。また、特定都市河川浸水被害対策法第4条第3項に基づき、寝屋川流域水害対策計画（平成18年策定、平成26年8月変更）に対する同意を同じく国土交通省近畿地方整備局長から受けている。

以下、上記を証する書類を添付する。

**【添付書類】**

- ・寝屋川ブロック河川整備計画（変更）認可書（写し）平成27年3月31日
- ・河川法第79条第1項認可（写し）平成29年8月22日
- ・寝屋川流域水害対策計画（変更）同意書（写し）平成26年8月5日

**寝屋川ブロック  
河川整備計画（変更）認可書（写し）**



国近整河計第52号  
平成27年3月31日

大阪府知事 殿

国土交通省  
近畿地方整備局長



河川法第16条の2第1項に規定する河川整備計画の  
認可について（回答）

平成27年1月9日付け河整第1952号で申請のあった淀川水系寝屋川  
ブロック河川整備計画の変更については、河川法第79条第1項の規定によ  
り認可する。

## 河川法第79条第1項認可(写し)



国近整地河第8号

大阪府知事

平成29年7月31日付け河整第1373号で申請のあった  
寝屋川北部地下河川における地下に設ける河川管理施設（水圧  
管路）に係る改良工事については、河川法第79条第1項の規  
定により認可する。

平成29年 8月22日

国土交通省

近畿地方整備局長



## 寝屋川流域水害対策計画(変更)同意書(写し)



国近整地河第 1号

大阪府知事

平成26年4月14日付け河整第2282号により協議のあった、寝屋川流域水害対策計画(変更)については、特定都市河川浸水被害対策法第4条第9項の規定に基づき同意する。

平成26年 8月 5日

国土交通省

近畿地方整備局長

